

「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」のねらいとポイント

条例のねらい

消費者被害を予防するためには、消費者自身が必要な知識や判断力を養い、自主的かつ合理的に行動していくことが重要

未成年者や高齢者など自立が困難な消費者には、家族や行政などが見守り、気付き、支援することが重要

行政・事業者・消費者等が、連携・協働して消費者の自立を支援（情報提供、啓発、教育、相談など）



消費者自身が、消費生活に必要な情報・知識を持ち判断力を養う



自立

商品・サービスの正しい情報や、消費者被害の予備知識があれば、消費者自身等が消費者トラブルの予兆に気付くことができる！



消費者被害の予防

拡大防止

条例の主なポイント

基本理念

消費生活の安定及び向上を図るに当たって、

行政、事業者、消費者等の「連携・協働」

消費者の権利の尊重

消費者の自立の支援

・自立の支援：消費者の年齢その他の特性に配慮を基本とする。

各主体の責務・役割、県の施策

事業者・事業者団体は、消費者へ明確でわかりやすく情報提供する。

消費者同士も情報を提供しあう、助けあう。

消費者団体も情報収集し、消費者へ提供する。

知事は、毎年、消費生活相談の状況等を公表する。

知事は、商品等による危害の緊急防止、不当な取引行為による重大被害の防止、架空請求による重大被害の防止のため、必要な情報（事業者名・所在地など）を県民に提供する。

悪質事業者に対する指導の強化

禁止する不当な取引行為を明確化・範囲拡大。

危害防止、不当な取引行為に関する調査、勧告等にあたって立入調査等を行うことができる。